

## 1 事業名

所沢市都市公園条例の一部改正

## 2 事業の概要

北野公園市民プールの使用料について、小学生を無料とするとともに、未就学児又は小学生 1 人につき成人の付添人 2 人まで無料とするため、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

神奈川県相模原市、兵庫県明石市等において、小学生等のプールの使用料を無料としている。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

なし

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

議案第49号 所沢市都市公園条例の一部を改正する条例

別表第3 (第12条関係)

1 公園施設

種別	区分	使用料	
水泳プール	略		
	児童・生徒	高校生	1回につき 320円
		中学生	1回につき 160円
		小学生	無料
略			

2 略  
備考

1 略

2 入場回数券(4回分)により中学生が水泳プールを利用する場合における使用料は、規定使用料にかかわらず、1回につき125円とする。この場合において、4回分の使用料として500円を一括して徴収するものとする。

3 小学校就学前の者(以下「未就学児」という。)の水泳プールの利用については、成人の付添人(以下「付添人」という。)がいる場合に限り、付添人1人につき未就学児2人まで許可する。この場合において、許可した未就学児の使用料は無料とし、当該未就学児の付添人の使用料は、規定使用料にかかわらず、当該未就学児1人につき2人まで無料とする。

4 小学生が水泳プールを利用する場合において付添人がいるときの当該小学生の付添人の使用料は、規定使用料にかかわらず、当該小学生1人につき2人まで無料とする。

5~9 略

別表第3 (第12条関係)

1 公園施設

種別	区分	使用料	
水泳プール	略		
	児童・生徒	高校生	1回につき 320円
		小・中学生	1回につき 160円
略			

2 略  
備考

1 略

2 入場回数券(4回分)により小・中学生が水泳プールを利用する場合における使用料は、規定使用料にかかわらず、1回につき125円とする。この場合において、4回分の使用料として500円を一括して徴収するものとする。

3 小学校就学前の者(以下「未就学児」という。)の水泳プールの利用については、成人の付添人(以下「付添人」という。)がいる場合に限り、付添人1人につき未就学児2人まで許可する。

4 前項の規定により許可した未就学児の使用料は無料とし、当該未就学児の付添人の使用料は規定使用料とする。

5~9 略